

平成20年6月13日

## 経済産業省業務継続計画の策定について

今般、首都直下地震のような大規模地震を対象として経済産業省業務継続計画を策定いたしましたので、お知らせします。

1. 平成17年9月の「首都直下地震対策大綱（中央防災会議決定）」において、首都中枢機関は事業継続計画（Business Continuity Plan：BCP）を策定すると決定されています。また、平成19年6月の「中央省庁業務継続ガイドライン（内閣府策定）」では、平成20年度第一四半期までに策定とされており、これらに基づき、今般、経済産業省業務継続計画を策定いたしました。
2. 今般策定した経済産業省業務継続計画で想定した危機的事象は、中央省庁業務継続ガイドラインに従い、首都直下地震（東京北部地震（M7.3 東京23区の最大震度6強））としており、その被害想定の詳細は以下のとおりです。

＜被害想定の詳細＞

鉄道は3日間途絶、周辺は震度6強の地震動、一般電話は通信規制  
携帯メールは遅延があるが使用可、電気2日、水道3日の停止

3. 業務継続計画は、国民生活・社会経済活動への影響を評価し、優先業務を抽出し、それらの業務の継続性の確保を図るための対策をまとめています。
4. 経済産業省では、業務継続計画の策定に併せ、優先業務を行う参集要員の指定、防災一斉メールや安否確認システム等の情報共有ツール強化、食料や簡易トイレの備蓄、帰宅困難対策、エレベーター閉じ込め対策や訓練等を実施し、こうした平時の取組により、業務継続力向上を図ってまいります。

（本発表資料のお問い合わせ先）

大臣官房総務課 新川、中野

電話：03-3501-1511（内線 2117）

03-3501-1327（直通）